

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する パブリックコメントについて

目的

平成18年通常国会（第164回国会）において、「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書（OPRC-HNS議定書）」の実施等に伴う「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「改正法」という。）が平成18年6月8日に可決成立した。

改正法が平成19年4月1日に施行されることから、所要の規定の整備を行うため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）の一部を改正する予定である。

概要

1 海洋施設からの有害液体物質の排出規制に係る規制の適用除外

改正法により措置された海洋施設からの有害液体物質の排出規制に係る規定について、海域にある鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に属する工作物を海洋施設ではないものとして、適用しないこととする。

（第1条の6関係）

2 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請に係る手続の改正

改正法により、海上保安庁長官が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して要請することができる防除措置に「排出のおそれがある場合の油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去」が追加されることから、当該追加される措置を要請する場合、海上保安庁長官は、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の状況を明らかにすることとする。

（第15条の3関係）

3 施行期日

平成19年4月1日